

3 基金は、前二項の業務を行う場

り各保険者（前項の場合においては都道府県知事）とそれぞれ契約を締結するものとする。

第十二條第一項の次に次の二項を

卷之三

基金は、前項に定める業務の外、生活保護法（昭和二十五年法律第百三号）第五十三条第三項

の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額の範囲で決定について意見を求められたときは、意見を述べることができることとする。

第十四條第一項中「前項第一項」を「及び第二項」を加える。

3 前二項において診療担当者とあるのは、第十三條第二項の規定において指定医療機関の提出する診療報酬請求書に関する場合においては、当該指定医療機関とする。第十九條中「各保険者」の下に「第十三條第二項の場合においては都道府県知事】を加える。

ただいま読み上げました点は、先ほど申し上げましたように、五十三條の改正によりまして、支拂基金法に定める審査委員会の審査を、支拂委員会の意見を聞くことに相なつたのに関連いたしまして、支拂基金法などを改正する必要が起つた事務上の必要に基く修正であります。

○松永委員長代理 これより修正案及び原案について、一括討論に入りま

す。通告順によりまして、青柳一郎君。

○青柳委員 私は修正案を含むこの原案に対しまして、自由党を代表して賛成の意見を述べようとするものでございます。

前編 生活保護制度は

本の間にとりましては相当りつばなよい制度であり、しかも戦後の複雑な社会の

現わした制度であるのであります。ただ従前から保護が一種の恩惠的、蘇惠的な色彩があつたのであります。しかしに今回の新しい法案におきましては、憲法二十五條の理念にこたえました。

で、生活に困っている人々の保護を、
人々の権利として與えるといふ觀
期的なものであります。社会保障制度
の必要が叫ばれている今日、國民が權
利としてかかる保護を受けざる事無

保有としてかかる代価を要求してまで、そ
そ、ほんとうの社会保障であり、生活
保障の制度が打ち立てられるわけであ
ります。國民はどんなことがあっても食
食つてだけは行ける、しかも食うこと
を権利として要求できる、という新しい
法律がここに樹立せられんとしておる
のでございまして、われべくといたし
ましては、かかる画期的な生活保護法

がこの際打ち立てるということについて、満腔の贊意を表するものでございます。新しい法律を実施せられるについても、いろいろな問題が起るでありますしよう。法律の規定に關係はございませんが、たとえば、いかなる基準の保護を與うべきかという問題につきましても、われくへは委員会において、現在の基準には満足できないといふ意思を表示したのであります。いわゆる合理的な引上げを行い、しかも基準

準の決定に際しては、しかるべき機関において、権威のある決定をしていただきたい。現在厚生省には社会事業審議会がござります。これらの力を借りて、基準に開して合理的な解決を時々行つて行つていただきたい。また社会保障制度審議会が開かれておりまして、この審議会において国民の最低生活をいかなる線に引くべきかということを研究せられていると聞くのであります。そして、この研究のすみやかに実現せられんことを希望しているのでござります。法律はできても、この内容に感染される基準が相当合理的な、しかもつばなものでなければならぬと存するのでございまして、かかる意味において社会事業審議会、あるいは社会保険制度審議会のすみやかな結論の出ることを望みたいたりります。また民生委員の問題について考えますのは、ひとえに民生委員の方々の努力によるものであるといふことであります。今まで日本の生活保護制度について社会事業審議会、あるいは社会保険制度審議会の今までの功績について、非常にお大きいものがあり、感謝にたえないところでございます。今回この民生委員の方々の今までの今までの功績について、非常に大きくなりました。私はこの際政府御当局におかれましては、従前にも擧げておられるましても、現在の客觀的情勢が新しく協力機関として出発するところに相なりました。私はこの際政府においても、またに與えられた責任を欠くるところなく、ます／＼發揮せらるることを望むものであります。またたとえば医療制度がよく考えられておりまして、御自分で

扶助の問題におきまして、医療の報酬並びに診療の方針に関しましても、いろいろ議を練つたのであります。現の国民健康保険は、健康保険に比べ非常に経営困難であるがために、診療の方針において、医療の報酬において、健康保険に劣る点が多くあるのございます。しかしながら、われわれは各種の点から検討いたしましたのでの点に関して原案に賛成するもございますが、この臨時国民健康保険のます／＼充実、発展せられるよに、政府御当局におきましても十分御処置を願いたいのであります。

また負担の問題につきまして、

いたしまして本法案に賛成するものであります。

○松永齊貿易代理
圖書一君。

○岡(良)委員 私も日本社会党の立場

から、本改正案に修正案をも含めまして、賛意を表します。

私どもが贅意を表すのは、なんば、た

いま青柳委員から申されましたごとく、これまで生活保護法と言えば、いわば救貧制度であつた、お助けの制度であつたものが、このたびの改正を通じまして、憲法の第二十五条に明確にうたわれておるその理念を制度の上にはつきりと打ち出して、国民の最低生活が正当な国民の権利として

その保障が要求されるということは、また同時に政府もその責任においてそれを保障に当らねばならないということを意味するという建前におきまして、

本改正は、とりもがおさず日本の生活秩序が民主主義的な一大前進を遂げるということについては、何人も異議なからうと思います。こういう観点から、私どもは本改正法案につきまして賛成をいたすものであります。しかしながらいわば羊頭を掲げて狗肉を売るということわざもありますので、党の立場から、数点にわたつて強く希望を

申し上げたいと思います。
第一点は、これまた青柳委員からも御指摘になりましたように、生活扶助額の実情に即した引上げを断行していくべきだといい点であります。昨年の統計によりますと、東京都においては、大体一般家庭五人世帯で、その月の支出が一万四千五百円ということに相なつておりますが、その中で飲食物費の占めるものは、約九千円ばかりであります。ところが生活保護法が適用され

おる五人世帯の家庭におきましては、その最低生活費の基準額はわずかに五百二百百余円でありますて、その中ににおいて、飲食物費の占める割合が四千三百円であります。要するに一箇月の経生計費の基準として與えられておるものが、同様の規模の一戶家庭の三分の一に近いような、きわめて零細なものであります。なおかつ飲食物費と総経費出との割合は、いわゆるエンゲル係数は、一般家庭にあつては六二であります、被保護者の場合におきましては八二といふことに相なつております。こういうようなことでは、少くとも健康で文化的なという名に倣しながらも、わざと犬小屋につながれた犬の上にうな、動物的な生活をしておると申しても過言ではないのでありますて、これではせつかく法を改正いたしまして、その実施面におきましては、とにかくねるのではありませんから、実態に即した生活扶助額の引上げを、この際お願いいたします。

法の被適用家庭には、母子家庭が非常に多くございますが、現在全国七十万の戦災未亡人、またそれを中心とする百四十万あるいは百六十万と称せられる母子家庭におきましては、子供の成長をしてやつてほしいと思ひます。それからそういう観点からも、この教育費といふものは、もう少し実際に即して安心をして子供たちが学校へ行けるようにしてやつてほしいと思ひます。それからそれとあわせまして育英資金の充実を、國としてもつとはかるべきであらうと考えております。本年度の予算を見ますと、育英資金は十五億三千七百万円で、新規に育英資金の交付を受ける者が、大体四万三千人ということになつておりますが、しかし育英資金の交付を要求する者は、二十四万人と推定されております。かようにいたしまして、貧しい家庭にあるために、あたら英才でありながら、上の学校へ行けないといふようなことになつておりますことは、私どもとしてもきわめて遺憾でありますから、教育扶助費の引き上げと共に、育英資金そのものをもう少し拡充いたさるまして、英才はたは自由に進学の道を講じてやるという政策が、当然行わるべきものと考へております。

て勇敢なる態度を明らかに示す以上は、その教育費や、生活費や、医療費等は、全額國庫が負担すべきが当然だと存ずるのであります。そういう理論的な立場は別といたしましても、実際問題といたしまして、これはある地方の中都市の例であります。福祉主事に似たようなものを置き、生活相談所のようなものを置き、本法の運用に対して相当力こぶを入れた結果が、保護法の適用を要求するものが二倍、三倍にふえておるという実情を、私どもは見聞しておりますが、本法の改正を通じて、適用を希望する者が急激に増加するものではなかろうかと考える。しかもその認否につきましては、いよ／＼市町村長等の権限も大きくなつてゐるようになりますが、地方財政の窮乏の折柄、財政的懸念によつて、適用を受けるべきものが適用漏れになるという事態が起りますならば、これまた、せつかく美しい精神を政策の中に織り込みながら遺憾なことになりますのであります。こういう点からも、われ／＼はすみやかに、実際の扶助費は全額國庫負担とすべきであるということを、強くお願ひをいたしたいのであります。

なんなんとしておると伝えられるのであります。が、こういう人たちに対する適切な生活保護の道が、当然講ぜらるべきであろうと考えるのであります。ことに最近には賃金の拖欠は慢性化し、かつまた深刻化いたしておるのであります。が、しかもこうした生活保障のための資金は、これまでに公益質屋をもつて、いさかか間に合せて充當されておるようでありますけれども、公益質屋の実績も、最近は当初に比べれば非常に少くなっている。その理由を尋ねてみると、公益質屋が運転資金に枯渇をいたしまして、結局店を開鎖しておるようであります。一方先般衆のこの委員会においても論議されましたが、労働者が零細な資金を貸したよに、労働者が零細な資金を貸金の中から積立てまして、すでに昨年の会計年度末においては、百八十億を上まわるような厚生年金の積立て金を積立てておるのであります。こういううような積立金は、当然やはり働く大衆の福祉と利益の用に還元されるような措置を、積極的に考えられるべきであろうと思ふのであります。こういう意味から、單に公益質屋といらような物件買主のみではなく、対人信用も含めまして、ボーダー・ラインの人々のみならず、賃金の遅延による労働階級の人も対象といたしまして、広範な生活のための資金を供給することを金庫も設定されまして、いま一步誤るならば、生活保護法の適用対象に転落せんとする人々に対する救済の適切な方途を講ぜられたいと考えるのであります。

一・八%といきかわめて零細な数字になつておるのであります。しかし私どもの信するところでは、実際働く意思を持ち、働く手足を持ち、また養わなければならぬ家族を擁しながら、しかり働き場所がない。これが生活窮乏の根本の原因だらうと思います。従いましておそらく完全雇用というふうなことが実現されるならば、生活保護法といふものは、きわめて限局された社会的機能しか當めないことは、これは当然常識からも納得できることであります。ですから、こういう点から考えまして、失業対策の強化充実といふ点につきましても、政府はこの機会に十分なる施策を講ぜられたいのであります。現在今年度の失業対策を見ますと、労働省の発表によれば、輸出産業を振興いたしまして、約八十万人を吸収する。あるいは見返り資金を大幅に放出いたしまして、公共事業や、基盤産業に投資しながら、これによつて三十五万、四十万を吸收する。公共事業によつて五十万を吸收するといふふうにうたわれております。しかしながら最近の新聞を見ますと、アメリカの対日援助の国務省の線では、「一億ドル前後」とは、日本の本年度における産業規模が、きわめて縮小されるのではないかで、一億ドルと考えても、年間の貿易総額を加えて七億五千万ドルといふことを、日本が本年度における産業規模が、きわめて縮小されるのではないかうか。してみれば、現在労働省が考えておるような失業対策といふもののは、実際においてとうてい困難であるといふうにも推定されるのであります。それで、われくいたしましては、この際くどく申し上げませんけれども、失業対策については、あくま

でもデフレの現在の政策を、ディス・インフレの線に切りかえまして、有効需要の増成をはかり、雇用量の増大といふ点につきましては、万全の施策を講すべきであろうと私どもは信じております。こういふような現在のようないくつかの問題を、たゞ底なしの泥沼に入り込まなければならぬよな形になるのではなかろうかと想像されるのであります。

それから次に人口の問題であります。が、現在日本の人口は、昨年は自然増加がすでに百八十万人になん／＼としておる。貧乏人の子だくさんということがあります。しかしたとえば社会保障制度が非常に発達しているニヨンジーランドにおきましては、人口密度は一平方キロメートルにつき、わずかに六人である。あるいは第二次世界大戦中、啻々として福祉国家の実をあげたるスエーデンにおきましては、人口密度は十五人である。ところが日本では、すでに二百二十人を突破してゐる。こういふように人口が質的に膨脹いたしますということは、全般的に国民の生活水準そのものに対して大きな重圧であるばかりでなく、かつまた困窮者をます／＼拡大再生産する根本の大きな原因であろうと、私どもは考えておるのであります。そういう意味から申しまして、政府当局といたしましては——人口問題については、ウレン・トムソン博士は日本のあらゆる諸條件から見て、人口収容能力は五千万人と言つております。あるいはまた最近百七十七万人の自然増加に対

しては、世界の新聞紙が適當なる人口制限の必要を、その論説をもつて主張いたしております。かかる際には、かゝる機会もあるかと思ひます。わたくしは、人口制限といふ点につきましては、これまた具体的な方策につきましては、後ほど申し述べる機会もあるかと思いますが、やはり積極的な対策を講ずる必要があります。

あるいはまたわれわれは、社会保障制度の実現といふ観点からも、本法案の運営について強く政府に希望いたしたいのであります。と申しますことは、社会保障制度の実現は、現在は国民の広汎な輿論になつております。しかししながらこの社会保障制度というのが実現されればされるほど生活保護法の対象はますます廣く、かつまたその機能もきわめて限局されて来るものであろうと私どもは考えております。たとえば現在社会保障制度が最も発達したとしておるイギリスにおける保健制度の年間総予算は七億五千万ポンドであります。ですが、身体障害者を含めての生活的扶助の予算は、わずかに四千万ポンドにすぎないのです。従いましてあるいは全国民を対象として、貧富の別なく合理的な医療が與えられるというふうな、全国民を対象とする医療保険の制度が樹立され、あるいは現在のようないいはば婦年金、児童手当等が実施されるという形になれば、当然生活保護法の分野はまことに限局される。従いまして社会保障制度が前進するということは、生活保護法の機能が

ますます限局されて来るということに相なると思うのであります。従いましてわれわれの希望するところでは、生活保護法がこのようになりたてて改正されたことにつきましては、われわれは満腹の敬意を表するものではあります。従いまして同時に、この精神がさらに一段と具体的な制度として発展をし、社会保障制度そのものにまで展開をされるといふ過程において、生活保護法そのものがむしろ社会的機能を圧縮し、また同時にその対象もいよいよ少くなつて来ます。こういうふうな形に進むべきであります。従いましてこういうような考え方から申しますと、生活保護法を改正したから社会保障制度の実現は、しばらく見送るというふうなことにならうならば、われわれとしてはどうしても納得できないのであります。こういう点につきましても、今日澎湃たる国民の輿論となつておる社会保障制度実現という方向に向つて、この法案が有機的に、よき契機として発展せんことを衷心より希望し、また強調いたしまして、私の賛成の討論にかかる次第であります。

○松永委員長代理 菊

なるということになります。従いまして、この法が改正されたことによりますが、それさらに一段と具備をし、社会保障開をされるといふに進むべきであらう。どうな考へ生活保護法を改定の実現は、しありまして、こうの如き、今日澎湃たる社会保険制度として、この法が改めて発展せんことを、また強調いたし論にかえる次第

れけ生活ができ、立ち上つて行けろたちに、何らその保護法の援助が與られないで、生活全体を破滅させてるような状態に対する改正の要求であります。それから次の大きな点は、県と市町村の予算が出ておらないで、生活全体を破滅させてるような状態に対する改正の要求であります。それから次の大きな点は、この少額の補助自体でも現在制度をして、出すべき費用が出ておらないとか、あるいは当然費用をかけられければならない人が適用されておらないとかいうような点に対しまして、段から強い改正の要望があらわれるのであります。ですから今度の改正第一にしなければならないことは、市町村の実態に即した負担の割合を引上げ、そして予算措置をはかつんとに生活ができるところまで基準を定めます。この改正では、市町村の住む六戸間の家賃費一千六百カロリーが標準とされ、其満額は五人世帯において、一箇月わずか百四十五円の引上げが予定されておるだけでありまして、かかるわらず成年子女の必要カロリーが備えまして、其満額は五人世帯において、一箇月わずか百四十五円の引上げられます。電気料金や、ガス、水道、光熱代等の支拂いも、そのまま敷衍して、生活費が出ておるのであります。保護費の総額も二割上つておるところのあります。これは当局の説明によると、現実とかけ離れたものさしではあるからどうにもならないという一つの興論に対して、また当然教われるるのあります。それから次の大きな点は、この少額の補助自体でも現在制度をして、出すべき費用が出ておらないとか、あるいは当然費用をかけられければならない人が適用されておらないとかいうような点に対しまして、段から強い改正の要望があらわれるのであります。ですから今度の改正第一にしなければならないことは、市町村の実態に即した負担の割合を引上げ、そして予算措置をはかつんとに生活ができるところまで基準を定めます。この改正では、市町村の住む六戸間の家賃費一千六百カロリーが標準とされ、其満額は五人世帯において、一箇月わずか百四十五円の引上げが予定されておるだけでありまして、かかるわらず成年子女の必要カロリーが標準とされ、其満額は五人世帯において、一箇月わずか百四十五円の引上げられます。電気料金や、ガス、水道、光熱代等の支拂いも、そのまま敷衍して、生活費が出ておるのであります。保護費の総額も二割上つておるところのあります。これは当局の説明によると、現実とかけ離れたものさしではあるからどうにもならないという一つの興論に対して、また当然教われるるのあります。

すれば生活が
人たちに、何
えられないで
おるような状
あります。そ
生活保護法に
府県とか市町
から、この少
限をして、出
いとか、ある
なければなら
ないとかいう
一般からの強
なのであります
で第一にしな
ほんとに生活
を引上げ、そ
て、市町村の
を出すという
のにもかかわ
その点がほと
あります。電
あるいはみそ
に備えまして
いて、一箇月
が予定されて
相かわらず成

人が數われていないといふ欠陥も、少しも是正されていないのであります。特に昨年度におきまして著しかつた労働者の首切りとか、あるいは中小業者の倒産に對して、その人たちの生命を守るという積極的な意圖すら、何う本案の予算には出ておらないことは明らかなのであります。本法案が画期的な改正で、国民がひとしく憲法第二十五条に基き、健康な文化的な生活をし得るというのならば、まずこの点が考えられなければならぬのであります。これがまたたく羊頭狗肉を掲げておる状態であります。この点は先ごろ開かれました公聽会におきましても、被保護者も、あるいは保護施設の代表も、あるいはまた一般の研究者も一致して、この点の欠陥を指摘しておるのであります。われ々はそういうな單に改正の名目だけをうたつて、実質の伴わないような撫育的な法律に對しましては、絶対に賛成することはできないであります。

・そのほか生活困難者の立場から、現在の民生委員制度に対する非難はしばしばあつたのでありますが、これは民生委員を眞に民主的に公選する道を開くということと、それから眞に公正な報酬を民生委員に対して拂うということでもつて、民生委員の地位を擁護することがなければ、とうてい改められないであつて、今回のように実質上に民生委員の活動を制限して、少數の特定の官吏にその権限をゆだねるということは、上からの命令一本で働く官僚の事務的な取扱いにこの重大なる仕事をまかせては、実情に即した生活困難者の救済ということとは、ます／＼不可能になるばかりでありまして、この

点からもわれ／＼はこの改正には賛成することができないのです。この点は大日本民生委員連盟も、あるいは直接の被保護者も、ひとしく反対しております。また現在全国の国立病院、あるいは療養所の患者のその半数以上は、この生活保護法を適用されておるのであります。ですが、療養生活、医療保護とか、あるいは生活保護の面に何らの改善も行われないばかりか、この機会に施設の長の権限を増して、施設内の民主的な運動を抑圧するおそれもあり、こういう点から見ても、このたびの改正は決して民主的の線に沿つておるとは言い得ないと確信をするものであります。

○松永委員長代理 以上で討論は終局いたしました。引續いて生活保護法案の採決をいたします。生活保護法案修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○松永委員長代理 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除いた残りの部分について、原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成起立〕

○松永委員長代理 起立多數。よつて本部分は原案の通り可決いたしました。

○岡(眞)委員 動議を提出いたしました。衆議院規則第百三十六條に基き、本法案についての本会議における討論者が、規則の第三十六條により討論者が指名するよう決定されることを望みます。

○松永委員長代理 ただいま岡委員より、本法案についての本会議における討論者の指名の動議が提出されました。これが、規則の第三十六條により討論者が指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長代理 御異議なければさよう決定いたします。暫時休憩に入ります。ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松永委員長代理 それでは速記を始めさせてください。

それではお詰りいたします。ただいま御協議願いました通り、本会議における討論者を委員長において指名することに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長代理 次に医療法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありませんか。——御質疑がなければお詣りいたします。本法案についての質疑はすでに終了いたしておると存じますので、この際質疑を打切りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長代理 御異議なしと認め、さよなら決定いたします。引続き討論に入ります。討論者は通告順に発言をしていただきます。大石武一君。

○大石武一委員 私は自由党を代表いたしまして、医療法の一部を改正する法律案に對しまして、賛意を表するものであります。昔よりわが国においては医は仁術と申しまして、これがわが國医療の基本方針となつておると思うのであります。昔よりわが國においては医は仁術と申しまして、これがわが國医療の基本方針となつておると思うのであります。ともなおさす仁術といふことは、医療の公共性を意味しておると思うのであります。この公共性というることは、近來ますゞ強調されて参つたのであります。そのためには、医療の公共性を意味しておると思ふのであります。この公共性達成するためにも、去る第二国会においては医療法、医師法等が改正せられまして、医師の公共性、医療の公共性といたその実際の状態も、これに即応するようになつて参つたのであります。しかも一方においては、医師が医療の公共性を実施するためには、医療を行ふ者自身に對しても、この公共性に即応し得るような実情を與えてやらなければなりません。大石武一君、岡良一君、刈田アサノ君、を生活保護法についての本会議における討論者に指名いたします。

今回の改正の法律案が提出されたものと考えられるのであります。新しい医療法、医師法によりまして、病院の規格、診療所というものがはつきりとここに規定せられて参りまして、私人による病院の經營というものは、ある程度の各人の努力及びその努力を裏付けろいろ／＼方途といふものが、必要になつて参つたのであります。ことにこのたびの医療法改正案の中にあります医療法人のような制度は、私人による病院の維持經營のためには、最も必要なことでありまして、これがあることによつて、私人が十分に医療の手腳を發揮することができ、医療の公共性を發揮して、国民の生活改善に非常に貢献することになると信じられるのであります。従つてこの意味におきまして、われ／＼は本法案の成立に心より賛意を表するものであります。ただいろいろな客観的事情あるいは経済的な事情によりまして、この法案の中に盛り込め得なかつたと思われる種々の欠陥をわれ／＼は見出すのであります。これをわれ／＼は希望いたしまして、ぜひともこのわれ／＼の希望條件を、できるだけ早く実現されるように切望する次第であります。

しても、これをでき得る限り免除あるいは軽減する方向に進めていただきたい。また地方税もできるだけこれを軽減してもらいたい。少くとも社会保険の収入に対しては、ぜひともこれらの負担あるいは軽減の道を、特に考慮を煩わしていただきたいと思うのであります。

次に金融の問題があります。この法律案の中には、金融のことが何も記載していないのですから、現在のような経済的な社会情勢においては、どうしても法人の設立その他の場合において、金融の道を講じてやらなければ、この法案の完全なる実施ということは望み得ない事であります。従つてせひともこの問題に関しても、金融の方途を十分に講じていただきたいといふことを切望する次第であります。さらに小さな問題であります、この運営につきましても、たとえば医療法人の理事長は、なるべくならば原則として医師を理事長に推していただきたい。あるいは法人の理事の半数は医師をもつて充てるようにしてもらいたいということを切望する次第であります。

以上のよろしい希望條件を付しまして、本審に賛成する次第であります。

○松永委員長代理 岩田アサノ君。

○新田議員 日本共産党は、この医療法の一部改正に対しましては反対でございます。反対の理由は、同改正法の審議中質疑の中に十分に申し述べてあるのであります。簡単にここで申し上げますならば、現在わが国の開業医の生活は、重税やあるいは国民健康保険等の破綻のために、ほとんど生活破綻の一歩手前まで來ておるのであります。

す。国民の重大問題である医療制度を整備するためには、まずこの根本の原因が解決されなければならないのです。つまりますが、今回の改正には、この点につきましては適當なる措置がさらに行われてない。さらに前々年度整備された医療法自体が、日本の現状に適合しない模倣的なものであり、これが実行できぬための禍根として、今後の改正が行われたのでありますけれども、これによりましてかえつて一般の開業医が、その窮屈の打開策として、自然発生的に医者の团结によつて協同組合等の運動が起りつつあるのに對しまして、このような改正法案を持ち込んで、そしてかえつてそうした医者の自然発生的な気運を助長するのにまがすかわりに、この法律によつて一定の型にはめたり、統制しやすくしたり、さまざまの義務を負わせたり、監督したり、罰則を加えるというような方向に曲げて行くものであつて、これがどこまで進むかということにつきまして、私どもは大きな危惧を持つておるのであります。現在のいびつな統制のわくに医療を押しはあるよりも、完全なる社会保障制度の行われる時代になるまで、かえつて民主的な医者の自發的な運動にまかせることこそが、現在るべきものであると考えられる。かような見解から私どもは医療法の今回の改正につきましては、反対をするものであります。

○松永委員長代理 討論は終局いたしました。

これより医療法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○松永委員長代理 起立多數。よつて本案は原案の通り可決されました。

一部を改正する法律案を議題とし、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。刈田アサノ君。

○刈田委員 改正案の第三條の第二項のことについて質問いたしたいのですが、ことにして質問いたしたいのですが、これは実際の下からの声になります。つまり滞納金に対しまして、その一部の内金が入った場合に、猶前にありますならば、大体これに対してもは追徴金をかけないということが、法律の面はともかく、実際はそういうことが行われておつたのであります。

が、今回の改正によりますれば、内金以外の滞納金に対しまして、嚴重な滞納料がつくということが、法律の上に明らかにうたわれておるわけなのであります。この改正に対しまして、どうなります。この改正でこういうことをはつきりと書き込まれたかということについて、御説明を承りたいと思います。

○安田政府委員 お答えいたしました。御説明を承りたいと思います。

が、今回の改正によりますれば、内金以外の滞納金に対しまして、嚴重な滞納料がつくということが、法律の上に明らかにうたわれておるわけなのであります。この改正でこういうことをはつきりと書き込まれたかということについて、御説明を承りたいと思います。

が、今回の改正によりますれば、内金以外の滞納金に対しまして、嚴重な滞納料がつくということが、法律の上に明らかにうたわれておるわけなのであります。この改正でこういうことをはつきりと書き込まれたかということについて、御説明を承りたいと思います。

が、今回の改正によりますれば、内金以外の滞納金に対しまして、嚴重な滞納料がつくということが、法律の上に明らかにうたわれておるわけなのであります。この改正でこういうことをはつきりと書き込まれたかということについて、御説明を承りたいと思います。

つた分につきましては、延滞利子をとらない。今度もそれを明文に書きまして、拂つた分だけを除いたあと分についてかけるというのでありますか。それで、これまで当然そああるはずでありましようけれども、実際の措置としては、一部の内金を納めておれば——納められない事情というものがいろいろあるわけで、それに対してはこういつた容赦がされておつたわけですけれども、これができれば、どうしてもそういふことは見えなくて、実際全部かかつて来る。必ず厳密に、そういう拂わない部分に対しても、延滞料を取立てる。實際に行われるということをお書きになつたと思うのですが、それがどうなのでしょうか。

○安田政府委員 今おつしやることも、わかつたような、わからないような気がするのでありますけれども、前とかわりないのであります。実際の取扱いも、ただ徴収の取扱いでは拂つた部についてはかけない。こういうのを法文の上に書いた。そういうことでも、その日以後納められた部分について來たわけあります。私どもは、條款がそういうふうに讀めるものとし、そのよう取扱いをいたしておつたのでありますけれども、労働省にも同じような問題がございまして、このままでは、延滞利子をつけないで、納められてないものだけにつきまして、延滞利子をつけたような取扱いをやつて来たわけあります。

○松永委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

〔引続き討論に入るのですが、本案の討論につきましては、別に

が、本案の討論につきましては、別に

は、あとの保険料を納められるまで見逃しておつたものを、今度そういうものについて、全部延滞料をかけるとしますから、実態は同じであります。決して悪くはなつております。

本日はこの程度にて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時六分散会
〔参考〕

生活保護法案（内閣提出）に関する報告書

医療法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

しましては、委員長に御一任を頼いたいと存じますので、さよう御了承願います。

なお、本日議決いたしました各法律案の、議長に提出する報告書の作成に関